

はじめに

- ① 最初に申請する地域を以下のセルに選択してください。

申請する地域: 情報通信産業振興地域

- ② 「別紙1(基本)」シートに必要事項を入力してください

[別紙1\(基本\)シートへ\(クリックで移動します。\)](#)

※ 観光地形成促進地域の場合は、「別紙1(観光)」も入力してください。

[別紙1\(観光\)シートへ\(クリックで移動します。\)](#)

- ③ 「別紙1(基本)」シートの下部にある「確認を受ける要件」欄を確認し、作成が必要な別紙様式を確認します。

[確認を受ける要件欄へ\(クリックで移動します。\)](#)

- ④ かがみ文書は、自動作成されます。内容が正しく記載されているか確認してください。

[かがみシートへ\(クリックで移動します。\)](#)

- ⑤ ③で確認した作成が必要な別紙様式をそれぞれ作成してください。

- ⑥ チェックリストを確認し、必要な資料を用意してください。

[チェックリストシートへ\(クリックで移動します。\)](#)

沖縄振興特別措置法第31条第1項の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

経済産業大臣 殿

所在地等

法人名・屋号

代表者の氏名

認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置について、沖縄振興特別措置法第31条第1項の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

(備考)

認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画（添付書類を含む）及び沖縄県知事が発行した認定書を添付すること。

■申請者及び情報通信産業振興措置実施計画に関する基本的事項

I. 申請者の基本的事項

法人・個人の別				担当者	氏名		
法人番号	※法人のみ記載すること。				TEL		
本社・主たる事務所等所在地	〒				E-mail		
法人名・屋号	※個人事業主で屋号がない場合は記載不要。						
代表者職・氏名	※職名と氏名の間にはスペースを入れること。						
設立日等・設立区分	年	月	日	(設立区分)	<input type="checkbox"/> 既設法人等	<input type="checkbox"/> 新設法人等	※個人事業主の場合は事業開始日を記載すること。
事業年度	月	日	～	月	日	※個人事業主は一律1月1日～12月31日となるため、記載不要。	

II. 情報通信産業振興措置実施計画に関する事項

認定日・番号	年 月 日		(認定番号)	第	号		
変更認定関係	申請区分	変更認定に伴う申請に該当		※変更認定に伴う申請に該当する場合は、以下も記載すること。			
	認定日・番号	年 月 日		(変更認定番号)	第	号	
	変更の概要及び理由						
	実施期間	年 月 日		～	年 月 日		
	措置期間	年 月 日		～	年 月 日	(年間)	
措置実施場所	名称						
	所在地等	〒					
	開設日等	年	月	日	(事業所区分)	<input type="checkbox"/> 既設事業所	<input type="checkbox"/> 新設事業所
	類似事業所の有無	※事業所区分が「新設事業所」の場合のみ記載すること。 なお、本項目が「あり」の場合は以下の「付加価値額の算出可能性」も記載すること。					
	付加価値額の算出可能性	※新設事業所に係る最終事業年度の付加価値額の算出可能性について記載すること。 (類似事業所の有無が「あり」の場合のみ記載すること。)					
	措置の概要						
適用を想定している税制措置	法人税	事業税	不動産取得税	固定資産税	<input type="checkbox"/>		
確認を受ける要件	※自動的に該当するパターンに✓が付されます。対応する別紙様式を作成してください。						
<input type="checkbox"/> (パターン1)既設事業所の場合… <u>1ーイは必須。1ー口と1ーハはいずれかを選択。</u> (別紙3)							
· 1ーイ 付加価値額の増加【必須要件】 · 1ー口 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加【選択要件】 · 1ーハ 常用労働者数の増加【選択要件】							
<input type="checkbox"/> (パターン2)新設事業所の場合(新設法人を除く)… <u>2ーイと2ー口のいずれかを選択。</u>							
<input type="checkbox"/> 2ーイ 国内に類似事業所を有する場合(新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難である場合を除く。) (別紙4)							
· 付加価値額の増加 · 常用労働者の給与額の増加							
<input type="checkbox"/> 2ー口 国内に類似事業所を有していない場合又は新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難である場合 (別紙5)							
· 常用労働者の給与額の増加							
<input type="checkbox"/> (パターン3)新設法人等の場合 (別紙5)							
· 常用労働者の給与額の増加							

■情報通信産業振興措置実施計画に関する補足事項

※整備する施設に関する次の事項について、黄色セルに記載してください。

整備する施設類型	水泳場	動物園	国際健康管理・増進施設
	スケート場	植物園	会議場施設
	トレーニングセンター	水族館	研修施設
	ゴルフ場	文化紹介体験施設	展示施設
	テーマパーク	展望施設	結婚式場
	ボーリング場	温泉保養施設	販売施設
	劇場	スパ施設	
適用除外要件への該当性	以下のいずれかに該当する場合は、確認の対象となりません。該当するものがありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい ※該当する番号を記入⇒ <input type="text"/>		
	<p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設</p> <p>② 会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者(以下「会員等」という。)が存する施設 ※当該施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で当該施設を利用させるものである旨が当該施設の利用に関する規程において明らかにされているものは除く。</p> <p>③ 国税の税制措置の適用を想定している施設であって、 当該施設が宿泊施設に附属し、かつ、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの ※温泉保養施設、国際健康管理・増進施設、会議場施設及び研修施設(これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下「温泉保養施設等」という。)で、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものは除く。</p>		

受理番号	
------	--

■新たに取得等する予定の機械又は建物等の減価償却資産一覧

※新たに取得等する予定の機械又は建物等の減価償却資産について以下の黄色セルに記載してください。

	資産の種類	資産の内容	数量	予定単価 (税抜・千円)	取得予定価額 (税抜・千円)	取得団定時期	供用開始 予定期間	中古品
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
	合 計				0			

※先に別紙1(基本)シートを記載してください。

受理番号

■既設事業所に係る事項(パターン1)

I. 確認の対象とする事業所について、以下から選択してください。

確認の対象とする事業所	情報通信産業振興措置を実施する事業所(原則)									
	沖縄に有する全事業所 (本店又は主たる事務所が沖縄にあり、情報通信産業振興措置を実施する事業所の付加価値額を算出することが困難な場合に限ります。) ※こちらを選択する場合には以下に算出困難な理由を記載してください。 (情報通信産業振興措置を実施する事業所の付加価値額が算出困難な理由)									

II. 確認の対象とする事業所の付加価値額の増加見込みが要件を満たすか判定するため、必要事項を黄色セルに記載してください。

単位:

	基準事業年度	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	9期目	10期目
		なし									
		実績									
①期間											
②売上高											
費用総額	③売上原価										
	④販売費及び一般管理費										
⑤給与総額											
⑥租税公課											
⑦付加価値額((②-(③+④)+⑤+⑥) ÷ ① × 12)											

措置の実施が付加価値額の増加(見込み)に寄与する理由	
----------------------------	--

※ 基準事業年度については、損益計算書等計算過程で用いた数字の根拠となる資料(特別確認申請の場合は、特別基準事業年度における書類も含む。)を添付してください。

※ その他記載にあたっては、次のページの注意事項及び用語の定義等を必ずご覧ください。

基準事業年度における付加価値額(a)	
特別基準事業年度における付加価値額(a')(特別確認申請でない場合は0)	
基準付加価値額(A)(aとa'のうち大きい額)	

措置終了事業年度において見込まれる付加価値額(B)	
付加価値額増加率(C) (B-A)/A × 100	

情報通信産業振興措置の措置期間	(年間)
付加価値額増加率の基準(D)	
判定(C≥Dであること)	

【注意事項・用語の定義等】

※ 事業年度が1年に満たない場合は、自動的に1年に換算した⑦付加価値額を計算しますので、②～⑥の欄は換算前の金額を記載してください。

また、⑦付加価値額が0円以下となる場合は1円になるよう自動計算します。

※ 措置期間内のみ記載してください。

※ 単位を必ず記載してください。(例:円、千円、百万円 等)

※ 事業所別の数値が算出困難なもの(例えば役員報酬等)については、合理的な方法(例えば、事業所の従業員数で按分)により算出いただいて支障ありません。

※ 付加価値額=売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

・給与総額…役員(非常勤を含む。)及び従業者(臨時雇用者を含む。)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等)の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

・租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

※ 費用総額= 売上原価 + 販売費及び一般管理費

・売上原価…売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の総額。

III. 適用する要件を以下から選択してください。

選択要件 ※希望するものに○	1一口 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加
	1一ハ 常用労働者数の増加

IV. 確認の対象とする事業所の常用労働者数の推移見込みが要件を満たすか判定するため、黄色セルに必要事項を記載してください。

単位:人

	基準 事業年度	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	9期目	10期目
		なし									
	実績(f)										
各年度の末日における常用労働者の数(E)											
各年度における要件への該当性											
措置の実施が常用労働者数の増加又は維持(見込み)に寄与する理由											

※ 労働者名簿の写し等基準事業年度の末日における常用労働者の人数を確認できる書類(特別確認申請の場合は、特別基準事業年度における書類も含む。)を添付してください。

※ 措置期間内ののみ記載してください。

※ その他記載にあたっては、以下の用語の定義を必ずご覧ください。

常用労働者 の数	基準事業年度の末日時点(f)		基準常用労働者数(F) (fとFのうち大きい数)		判定※	
	特別基準事業年度の末日時点(f) (特別確認申請でない場合は○)					

【用語の定義】

○常用労働者

期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者。事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者(労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。)を除く。パートタイム労働者を含む。いわゆる使用者兼務役員は労働者に含みますが、役員は労働者に含みません。

○パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

○現金給与総額

労働の代償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の金額で以下①及び②の合計。退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。

①決まって支給する給与(労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給とのことであって、「超過労働給与」を含む。)

②特別に支払われた給与(あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい契約により過去にさかのぼって算出された給との追給額、3か月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与(ボーナス)のこと。)

○平均一人当たり給与額

事業年度の各月における常用労働者一人当たりの現金給与総額(決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいう。)の当該事業年度における合計額を当該事業年度の月数で除して得た額

V. (選択要件が1~ハの場合は記載不要)

確認の対象とする事業所の常用労働者の平均一人当たり給与額の増加見込みが要件を満たすか判定するため、黄色セルに必要事項を記載してください。

	基準事業年度(実績)			特別基準事業年度(実績)			措置終了事業年度(見込)		
	※基準事業年度が存在しないため、記載不要			※特別確認申請でないため、記載不要。					
月	常用労働者への現金給与総額の合計(円)	常用労働者数(人)	一人平均給与総額(円)(自動計算)	常用労働者への現金給与総額の合計(円)	常用労働者数(人)	一人平均給与総額(円)(自動計算)	常用労働者への現金給与総額の合計(円)	常用労働者数(人)	一人平均給与総額(円)(自動計算)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
	平均一人当たり給与額(g)			平均一人当たり給与額(g')		-	平均一人当たり給与額(H)		

措置の実施が平均一人当たり給与額の増加(見込み)に寄与する理由

※ 貨金台帳・源泉徴収簿の写し等基準事業年度における常用労働者の給与額を確認できる書類(特別確認申請の場合は、特別基準事業年度における書類も含む。)を添付してください。

※ その他記載にあたっては、前ページの用語の定義を必ずご覧ください。

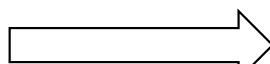
基準平均一人当たり給与額(G) (g又はg'のうち大きい額)	
平均一人当たり給与額増加率(I) ((H-G)/G × 100)	

情報通信産業振興地域の措置期間	(年間)
平均一人当たり給与額増加率の基準(J)	

判定 (I ≥ Jであること)	
--------------------	--

VI. 要件への該当性まとめ(自動表示のため、記載不要です。)

付加価値額の増加要件	
常用労働者数の維持要件	
平均一人当たり給与額の増加要件	



判定

※先に別紙1(基本)シートを記載してください。

受理番号

■新設事業所(類似事業所を有し、新設事業所に係る付加価値額が算出可能な場合)に係る事項(パターン2ーイ)

I. 類似事業所について、黄色セルに必要事項を記載してください。

名称				所在地等			
新設事業所との類似性	施設類型が一致			※観光地形成促進地域の場合は本項目のみ選択可能。 ※他地域の場合は、本項目は選択不可能。		(施設類型を記載)	※施設類型は、「別紙1(観光)」シートの「整備する施設類型」から選択すること。
	事業内容が同一			(具体的な事業内容を記載)			
	その他			(具体的な類似性を記載)			
所在地区分	沖縄県内	沖縄県外(国内)	※沖縄県外(国内)を選択した場合は、以下も記載すること。				
	付加価値額補正率関係 ※所在地区分が沖縄県外(国内)の場合のみ記載すること。		所在都道府県の一人当たり県民所得(A) (千円)		給与額補正率関係 ※所在地区分が沖縄県外(国内)の場合のみ記載すること。	所在都道府県の毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額(あ) (円) ※いと同月のもの。	
			沖縄県の一人当たり県民所得(B) (千円)			沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額(い) (円)	
			付加価値額補正率(C)…B/A	エラー		給与額補正率(う)…い/あ	エラー

※都道府県別の人一人当たり県民所得については、内閣府ホームページ(右記)を参照。

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_2018.html

※各都道府県が公表した毎月勤労統計調査の取りまとめ情報は厚生労働省ホームページ(右記)を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

II. 措置を実施する事業所の付加価値額の増加見込みが要件を満たすか判定するため、黄色セルに必要事項を記載してください。

単位：

	類似事業所の実績額	措置を実施する新設事業所の見込額									
		基準事業年度	措置開始事業年度	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	9期目
		なし									
①期間											
②売上高											
費用 総額	③売上原価 ④販売費及び一般管理費										
⑤給与総額											
⑥租税公課											
⑦付加価値額 $(\text{②} - (\text{③} + \text{④}) + \text{⑤} + \text{⑥}) \div \text{①} \times 12$											
措置の実施が付加価値額の増加(見込み)に寄与する理由											

※ 基準事業年度については、損益計算書等計算過程で用いた数字の根拠となる資料を添付してください。

※ その他記載にあたっては、以下の注意事項及び用語の定義等を必ずご覧ください。

基準事業年度の末日において類似事業所に雇用されている常用労働者数(人) (F)		基準類似付加価値額(H) $(D/F) \times G \times C$	
措置終了事業年度の末日において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者数(人) (G)		措置終了事業年度において見込まれる新設事業所の事業に係る付加価値額(E)	

判定
(E>Hであること)

【注意事項・用語の定義等】

※ 事業年度が1年に満たない場合は、自動的に1年に換算した⑦付加価値額を計算しますので、②～⑥の欄は換算前の金額を記載してください。

また、⑦付加価値額が0円以下となる場合は1円になるよう自動計算します。

※ 措置期間内のみ記載してください。

※ 単位を必ず記載してください。(例:円、千円、百万円 等)

※ 事業所別の数値が算出困難なもの(例えば役員報酬等)については、合理的な方法(例えば、事業所の従業員数で按分)により算出いただいて支障ありません。

※ 付加価値額=売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

・給与総額…役員(非常勤を含む。)及び従業者(臨時雇用者を含む。)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等)の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

・租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)及び税込経理の方法を探っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

※ 費用総額= 売上原価 + 販売費及び一般管理費

・売上原価…売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完工工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の総額。

III. 措置を実施する新設事業所で雇用する常用労働者の平均一人当たり給与額の増加見込みが要件を満たすか判定するため、黄色セルに必要事項を記載してください。

	基準事業年度(類似事業所)(実績)			措置終了事業年度(措置を実施する新設事業所)(見込)		
月	常用労働者への 現金給与総額の合計(円)	常用労働者数 (人)	一人平均給与総額 (円)(自動計算)	常用労働者への 現金給与総額の合計(円)	常用労働者数 (人)	一人平均給与総額 (円)(自動計算)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	平均一人当たり給与額(え)			平均一人当たり給与額(お)		
	基準類似平均一人当たり給与額(か) え × う					

措置の実施が平均一人当たり給与額の 増加(見込み)に寄与する理由	
-------------------------------------	--

※ 貢金台帳・源泉徴収簿の写し等基準事業年度における常用労働者の給与額を確認できる書類を添付してください。

※ その他記載にあたっては、以下の用語の定義を必ずご覧ください。

判定(お>か であること)

【用語の定義】

○常用労働者

期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者。事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者(労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。)を除く。パートタイム労働者を含む。いわゆる使用者兼務役員は労働者に含みますが、役員は労働者に含みません。

○パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

○現金給与総額

労働の代償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の金額で以下①及び②の合計。退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。

①決まって支給する給与(労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給とのことであって、「超過労働給与」を含む。)

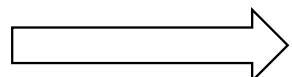
②特別に支払われた給与(あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい契約により過去にさかのぼって算出された給与の追給額、3か月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与(ボーナス)のこと。)

○平均一人当たり給与額

事業年度の各月における常用労働者一人当たりの現金給与総額(決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいう。)の当該事業年度における合計額を当該事業年度の月数で除して得た額

IV. 要件への該当性まとめ(自動表示のため、記載不要です。)

付加価値額の増加要件	
平均一人当たり給与額の増加要件	



判定

※先に別紙1(基本)シートを記載してください。

受理番号

■新設事業所※又は新設法人に係る事項(パターン2-ロ又はパターン3)

※類似事業所を有していない場合又は新設事業所に係る付加価値額が算出困難な場合に限る。

I. ①～③のうち②を選択する場合はその理由を記載してください。

該当区分 ※該当するものに○	①類似事業所を有していない	 新設事業所の事業に 係る付加価値額が 算出困難な理由 ※②の場合のみ記載すること	
	②新設事業所に係る付加価値額が算出困難(①に該当するものを除く。)		
	③新設法人(①②に該当するものを除く。)		

II. 措置を実施する事業所で雇用する常用労働者の平均一人当たり給与額の増加見込を確認するため、黄色セルに必要事項を記載してください。

月	措置開始事業年度(見込)			措置終了事業年度(見込)		
	常用労働者への 現金給与総額の合計(円)	常用労働者数 (人)	一人平均給与総額 (円)(自動計算)	常用労働者への 現金給与総額の合計(円)	常用労働者数 (人)	一人平均給与総額 (円)(自動計算)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	平均一人当たり給与額(A)			平均一人当たり給与額(B)		

措置終了事業年度における平均一人当たり給与額(B)が
措置開始事業年度における平均一人当たり給与額(A)を
上回ると見込まれる理由

※ 賃金台帳・源泉徴収簿の写し等基準事業年度における常用労働者の給与額を確認できる書類を添付してください。

※ その他記載にあたっては、次のページの用語の定義を必ずご覧ください。

判定(A<Bであること)

【用語の定義】

○常用労働者

期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者。事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者(労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。)を除く。パートタイム労働者を含む。いわゆる使用人兼務役員は労働者に含みますが、役員は労働者に含みません。

○パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

○現金給与総額

労働の代償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の金額で以下①及び②の合計。退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。

①決まって支給する給与(労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「超過労働給与」を含む。)

②特別に支払われた給与(あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい契約により過去にさかのぼって算出された給与の追給額、3か月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与(ボーナス)のこと。)

○平均一人当たり給与額

事業年度の各月における常用労働者一人当たりの現金給与総額(決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいう。)の当該事業年度における合計額を当該事業年度の月数で除して得た額

エラーあり(枠外上記を参照)
主務大臣の確認申請に当たっての提出書類確認リスト

※ 要提出欄が「○」「●」「△」となっている書類を提出してください。

- ・「○」となっている書類は、このExcelファイルで作成可能な書類です。対象となるシートに必要事項を記載してください。
- ・「●」となっている書類は、このExcelファイルとは別で作成が必要な書類です。当該書類を準備し、□に✓を付してください。
- ・「△」となっている書類は、県知事への認定申請と同時申請の場合には添付不要です。

書類名	要提出
<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請書一式(本Excelファイル)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙1 申請者及び情報通信産業振興措置実施計画に関する基本的事項	○
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙2 新たに取得等する予定の機械又は建物等の減価償却資産一覧	○
<input type="checkbox"/> 別紙3 既設事業所に係る事項(パターン1)	-
<input type="checkbox"/> 基準事業年度における付加価値額の計算過程の根拠資料 (例:損益計算書等)	-
<input type="checkbox"/> 特別基準事業年度における付加価値額の計算過程の根拠資料 (例:損益計算書等)	-
<input type="checkbox"/> 基準事業年度の末日における常用労働者の数の根拠資料 (例:労働者名簿の写し等)	-
<input type="checkbox"/> 特別基準事業年度の末日における常用労働者の数の根拠資料 (例:労働者名簿の写し等)	-
<input type="checkbox"/> 基準事業年度における常用労働者の給与額の根拠資料 (例:賃金台帳・源泉徴収簿の写し等)	-
<input type="checkbox"/> 特別基準事業年度における常用労働者の給与額の根拠資料 (例:賃金台帳・源泉徴収簿の写し等)	-
<input type="checkbox"/> 別紙4 新設事業所(類似事業所を有し、新設事業所に係る付加価値額が算出可能な場合)に係る事項(パターン2-イ)	-
<input type="checkbox"/> 基準事業年度における付加価値額の計算過程の根拠資料 (例:損益計算書等)	-
<input type="checkbox"/> 基準事業年度における常用労働者の給与額の根拠資料 (例:賃金台帳・源泉徴収簿の写し等)	-
<input type="checkbox"/> 別紙5 新設事業所又は新設法人に係る事項(パターン2-ロ又はパターン3)	-
<input type="checkbox"/> 基準事業年度における常用労働者の給与額の根拠資料 (例:賃金台帳・源泉徴収簿の写し等)	-
<input type="checkbox"/> 認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画(添付書類を含む)	△
<input type="checkbox"/> 沖縄県知事が発行した認定書	△